

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和八年七月十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社優眞工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区笹丸百八十六番地一

ハ 代表者の氏名

清水 隆太郎

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・六）第七二九八六号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

令和八年四月十日、株式会社優眞工業の役員が拘禁刑に処せられることが確定した。これにより、同社は建設業法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することとなった。

このことは、同法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消事由に該当する。